

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件（案）の概要について

I 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 1 条に基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病」（平成 27 年厚生労働省告示第 292 号。以下「疾病告示」という。）において、特殊の疾病（※）を定めている。

（※）特殊の疾病（令第 1 条）

治療方法が確立しておらず、その診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっておらず、かつ、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものであって、当該疾病の患者の置かれている状況からみて当該疾病の患者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるもの

- 現在、疾病告示において 358 の疾病を定めているところ、有識者等により構成される「障害者総合支援法対象疾病検討会」における検討の結果を踏まえ、疾病の追加等を行うもの。

II 改正の内容

- 疾病告示において定める疾病について、以下のとおり、追加等を行う。

（1）追加する疾病：特発性多中心性キャスルマン病

（2）名称変更する疾病：

有馬症候群 → ジュベール症候群関連疾患

全身型若年性特発性関節炎 → 若年性特発性関節炎

先天性気管狭窄症^{さく} → 先天性気管狭窄症^{さく}／先天性声門下狭窄症^{さく}

III 根拠条文

令第 1 条

IV 告示日等

告示日：平成 30 年 3 月下旬（予定）

施行期日：平成 30 年 4 月 1 日（予定）